

令和 2 年第 5 回岐阜県議会定例会

条例その他議案
関 係 資 料

令和 2 年 1 2 月 2 日

目 次

議第 1 3 8 号 関 係	1
議第 1 4 4 号 関 係	2
議第 1 4 5 号 関 係	3
議第 1 4 6 号 関 係	4
議第 1 4 7 号 関 係	5
議第 1 4 8 号 関 係	6
議第 1 4 9 号 関 係	7
議第 1 5 0 号 関 係	8
議第 1 5 1 号 ~ 1 5 9 号、第 1 6 1 号 及 び 1 6 2 号 関 係	9
議第 1 6 0 号 関 係	1 2
議第 1 6 3 号 関 係	1 3
議第 1 6 4 号 関 係	1 4
議第 1 6 5 号 関 係	1 5
議第 1 6 6 号 関 係	1 6

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例について

環境生活部私学振興・青少年課

1 改正の背景

(1) 「自画撮り被害」の増加

- ・ スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年の「自画撮り被害」（自分の裸体等をスマートフォン等で撮影し、画像をメール等で送付させられる被害）が全国的に増加。
- ・ 「児童ポルノ禁止法」（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）では、児童ポルノの製造等は禁止されているものの、要求行為を禁止する規定がない。

(2) 新たな営業形態の出現

- ・ 大都市において、女子高校生を「JK」と称して商品化し、性を売り物とする、いわゆる「JKビジネス」が横行。
- ・ 「風適法」（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）の対象とならない営業形態で、青少年が危険性を十分認識しないまま、性被害に巻き込まれる危険性がある。

【「JKビジネス」の例】

リフレ	マッサージ、添い寝等を行う営業
お散歩	デート等のサービスを提供する営業
コミュ	会話、占い、ゲーム等のサービスを提供する営業
見学	直接又はマジックミラー越しに姿態を見せるサービスを提供する営業
喫茶、ガールズ居酒屋	制服、水着、下着等を着用させ接客を行う営業

2 条例改正の概要

(1) 自画撮りの要求に対する規制

- ・ 青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止する。
- ・ 拒まれたにもかかわらず、提供を求めた場合や、威迫する、欺く又は困惑させる等の不当な方法により提供を求めた場合には罰則（30万円以下の罰金）あり。

(2) JKビジネスの営業に関する規制

「JKビジネス」営業を「有害役務提供営業」と定義し、規制を行う。

- ・ 営業者等の禁止行為等を規定
- ・ 営業者に対する措置命令等を規定
- ・ 営業所等への立入調査を実施
- ・ 罰則を規定

1年以下の懲役、50万円以下の罰金	措置命令違反
6月以下の懲役、50万円以下の罰金	青少年に接客させた者等
30万円以下の罰金	青少年に接客するよう勧誘した者等
20万円以下の罰金、科料	従業者名簿の備付け義務違反
10万円以下の罰金、科料	青少年の立入禁止明示義務違反等 立入調査の拒否等した者

3 施行日

令和3年4月1日

岐阜アリーナに係る指定管理者の指定について

清流の国推進部地域スポーツ課

1 趣旨

岐阜アリーナの現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜アリーナ（OKBぎふ清流アリーナ）
- ・所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号
- ・設置目的 県民の体育、レクリエーションその他の行事及び集会の用に供すること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 岐阜アリーナ運営共同体
構成員 ドルフィン株式会社（代表団体）
株式会社河合楽器製作所
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 岐阜アリーナ運営共同体
- ・指定期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで（3年間）

【参考】選定の経緯

7月7日

～8月21日

公募

応募団体：岐阜アリーナ運営共同体（1団体）

10月22日

岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、岐阜アリーナ運営共同体を優先交渉権者に選定。

岐阜県グリーンスタジアムに係る指定管理者の指定について

清流の国推進部地域スポーツ課

1 趣旨

岐阜県グリーンスタジアムの現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県グリーンスタジアム（川崎重工ホッケースタジアム）
- ・所在地 各務原市下切町6丁目1-4
- ・設置目的 県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事の用に供すること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 各務原市
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 各務原市
- ・指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5年間）

4 特定者指名とする理由

当施設は、各務原市からの要望により設置された経緯があり、平成12年の開設時から同市が管理運営を行っており、管理運営経費については、利用料金収入等による不足額を市が全額負担するスキームが確立されている。

「ホッケーの街」として、市を挙げてホッケー競技の振興や競技力の向上に取り組んでおり、中・高・大学等の利用のほか、ナショナルトレーニングセンターの指定、国際大会等の誘致も行っており、今後も指定管理者として十分な役割が期待できる。

【参考】選定の経緯

6月4日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことを認められた。

岐阜県川辺漕艇場に係る指定管理者の指定について

清流の国推進部地域スポーツ課

1 趣旨

岐阜県川辺漕艇場の現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県川辺漕艇場
- ・所在地 加茂郡川辺町中川辺1675番地3
- ・設置目的 県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事の用に供すること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 川辺町
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 川辺町
- ・指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5年間）

4 特定者指名とする理由

当施設は、川辺町からの要望により設置された経緯があり、昭和45年の開設時から同町が管理運営を行っており、管理運営経費については、利用料金収入等による不足額を町が全額負担するスキームが確立されている。

「ボート王国かわべ」を掲げ、町を挙げてボート競技の振興や競技力の向上に取り組んでおり、全国規模のボート競技会場になるなど、毎年多くのボート競技の誘致も行っており、今後も指定管理者として十分な役割が期待できる。

【参考】選定の経緯

6月4日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことを認められた。

岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンターに係る指定管理者の指定について

環境生活部環境企画課

1 趣旨

「岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター」の現指定管理者の指定期間が、令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名：岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター
- ・所在地：不破郡関ヶ原町玉1565-3
- ・設置目的：自然公園及び東海自然歩道の利用者に対し、自然の営み及び人文景観等の生成に関する理解を助けること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名：関ヶ原町（特定者指名）
- ・指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年）

【現在の指定管理者】

- ・団体名：関ヶ原町（特定者指名）
- ・指定期間：平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5年）

4 指定期間を5年とする理由

「指定管理者制度運用ガイドライン」に定める標準期間を適用

5 特定者指名とする理由

県が施設を設置し、管理運営は関ヶ原町に委託するという役割分担により整備を行った施設であり、管理運営費を県と同町が折半するスキームが確立されている。地域住民も利用する施設でもあることから、県と関ヶ原町が協働して管理運営をしていくことが適当であるため。

【参考】選定の経緯

- ・令和2年6月4日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会
審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことは妥当と認められた。

飛驒・世界生活文化センターに係る指定管理者の指定について

環境生活部県民文化局文化創造課

1 趣旨

「飛驒・世界生活文化センター」の現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 飛驒・世界生活文化センター
- ・所在地 高山市千島町900-1
- ・設置目的 生活文化を中心とした県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化に寄与すること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 飛驒コンソーシアム
【代表団体】日進木工株式会社（高山市桐生町7丁目78）
（構成員）株式会社シラカワ（高山市漆垣内町407番地の3）
飛驒産業株式会社（高山市漆垣内町3180）
株式会社イバタインテリア（飛驒市古川町袈裟丸741）
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年）

【現在の指定管理者】

- ・団体名 飛驒コンソーシアム
- ・指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日（5年）

【参考】選定の経緯

令和2年6月30日

～8月14日 公募

応募団体：飛驒コンソーシアム（1団体）

10月8日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

→優先交渉権者として飛驒コンソーシアムを選定

岐阜県先端科学技術体験センターに係る指定管理者の指定について

環境生活部県民文化局文化伝承課

1 趣旨

「岐阜県先端科学技術体験センター」の現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県先端科学技術体験センター（愛称：サイエンスワールド）
- ・所在地 瑞浪市明世町戸狩54
- ・設置目的 青少年の科学への興味を喚起し、知性豊かな創造性に満ちた人材の育成を図るとともに、広く県民に生涯学習の場を提供すること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ
【代表団体】株式会社トータルメディア開発研究所
（東京都千代田区紀尾井町3番23号）
（構成員）中電興業株式会社
（愛知県名古屋市中区栄2丁目2番5号）
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ
- ・指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日（5年）

【参考】選定の経緯

令和2年7月7日

～8月21日 公募

応募団体：トータルメディア・中電興業サイエンスワールド
運営グループ（1団体）

10月15日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

→優先交渉権者としてトータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループを選定

岐阜県福祉・農業会館に係る指定管理者の指定について

健康福祉部健康福祉政策課

1 趣旨

岐阜県福祉・農業会館の現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県福祉・農業会館
- ・所在地 岐阜市下奈良2丁目2番1号
- ・設置目的 補装具の展示、福祉相談等のため並びに社会福祉及び農業に関する集会等のため

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 株式会社三和サービス
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 株式会社三和サービス
- ・指定期間 平成30年4月1日～令和3年3月31日（3年）

【参考】選定の経緯

令和2年 7月 7日

～8月21日 公募

応募団体：株式会社三和サービス（1団体）

10月22日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

→優先交渉権者として株式会社三和サービスを選定

県立社会福祉施設に係る指定管理者の指定について

健康福祉部高齢福祉課

健康福祉部障害福祉課

健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

1 趣旨

県立社会福祉施設に係る現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの5年間（県立ひまわりの丘は、令和4年3月31日までの1年）を期間とする指定管理者の指定を行うもの

2 対象施設

県立社会福祉施設 11施設（別紙「県立社会福祉施設の概要」参照）

3 指定管理者となる団体

特定者指名

- ・団体名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団（岐阜市下奈良2-1-1）
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年）
※県立ひまわりの丘は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年）

[現在の指定管理者]

特定者指名

- ・団体名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団（岐阜市下奈良2-1-1）
- ・指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5年）

4 特定者指名とする理由

(1) 県施策との密接な連携

当該団体は、昭和42年に県の出資により設立され、県施策と密接に連携しながら福祉施設の管理運営をしてきた。その長年の施設運営等により蓄積されたノウハウと高い専門性を有した人材を生かして、民間では受け入れが難しい支援区分が重い方を積極的に受け入れ、セーフティネットの役割を果たすなど、本県福祉行政の一角を担っていること。

(2) 利用者へ提供する福祉サービスの継続性確保

社会福祉施設は、利用者と施設職員との長年の信頼関係が重要であるところ、指定管理者の変更による経営方針の変更や職員の大幅な異動・交代は、入所者への心理的影響が懸念されるほか、提供する福祉サービスの継続性が確保できず、サービスの低下を招く恐れがあること。

(3) 岐阜県福祉事業団の独立採算性

岐阜県福祉事業団は、運営する施設全体で採算を取る運営をしており、県から赤字補填等の財政支援を行っていないこと。

(4) 評価員会議による高い評価

評価員会議において「協定書に基づき指定管理業務が適切に行われている。きめ細やかな苦情相談により、職員と利用者の意識の違いを受け止め、利用者の豊かな生活につなげている。」など、高い評価を受けていること。

(5) 利用者満足度向上や業務改善への積極的・継続的な取り組み

福祉サービス第三者評価事業、入所者や保護者を対象としたニーズ調査・利用者満足度調査等を主体的に実施し、利用者等の満足度向上や業務改善に積極的・継続的に取り組んでいること。

5 ひまわりの丘の指定管理期間を1年とする理由

令和4年度に当該団体への第3学園の移譲を予定しているため、指定管理期間を1年とする。

【参考】選定の経緯

令和2年6月4日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・ 審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名とすることを認められた。

(別紙)

県立社会福祉施設の概要

施設名	所在地	施設種別 (対象者)	根拠法	定員(人)	供用開始年月日	指定管理業務	所管課		
1 寿楽苑	岐阜市	特別養護老人ホーム	老人福祉法 介護保険法	70	昭和43年4月1日	高齢者への福祉サービスの提供 老人デイサービス事業 老人短期入所事業	高齢福祉課		
2 飛驒寿楽苑	飛驒市			120	昭和48年4月1日				
3 陽光園	美濃市	障害者支援施設 (身体障がい者)	障害者総合支援法	(入所) 75	昭和51年4月1日	障がい者の施設障害福祉サービス 障がい者の短期入所事業	障害福祉課		
4 三光園	山県市			(短期) 4	(入所) 50			昭和56年4月1日	障がい者の施設障害福祉サービス 障がい者の短期入所事業
				(短期) 4					
5 サニーヒルズみずなみ	瑞浪市			(入所) 50	(短期) 4			平成3年4月1日	障がい者の施設障害福祉サービス 障がい者の短期入所事業
				(短期) 4					
6 幸報苑	山県市			(入所) 50	(入所) 50			昭和58年4月1日	障がい者の施設障害福祉サービス
7 ひまわりの丘第一学園	関市	障害児入所施設 (知的障がい児)	児童福祉法	(入所) 40	昭和42年4月1日	障がい児の入所支援等の障害福祉サービス 児童短期入所事業	障害福祉課		
				(短期) 3	昭和52年4月1日				
				(入所) 30					
ひまわりの丘第二学園	(短期) 2	(入所) 100	(短期) 6	昭和48年4月1日	障がい者の施設障害福祉サービス 障がい者の短期入所事業				
ひまわりの丘第三学園	(入所) 50								
8 みどり荘	岐阜市	障害者支援施設 (知的障がい者)	障害者総合支援法	(入所) 50	昭和56年4月1日	障がい者の施設障害福祉サービス 障がい者の短期入所事業	障害福祉課		
9 はなの木苑	土岐市			(短期) 2	(入所) 70			昭和46年4月1日	障がい者の施設障害福祉サービス 障がい者の短期入所事業
		(短期) 4							
10 白鳩学園	恵那市	児童養護施設	児童福祉法	40	昭和42年4月1日	入所者への福祉サービスの提供 児童短期入所事業	子ども家庭課		
11 千草寮	—	婦人保護施設	売春防止法	15	昭和45年4月1日	入所者への福祉サービスの提供			

※全施設に共通して、業務内容に施設維持管理業務が含まれる。

※「ひまわりの丘」は、便宜上、3施設に分けて記載。

県立障がい者スポーツ施設に係る指定管理者の指定について

健康福祉部障害福祉課

1 趣旨

県立障がい者スポーツ施設に係る現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

施設名	岐阜県福祉友愛プール	岐阜県福祉友愛アリーナ
所在地	岐阜市鷺山向井2563-18	岐阜市則武1816-1
主要な設備	メインプール、サブプール、トレーニング室、会議室、家族更衣室、駐車場	フロア、サウンドテーブルテニス室、家族更衣室、駐車場

3 指定管理者となる団体

特定者指名

- ・団体名 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会（岐阜市下奈良2丁目2番1号）
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年）

[現在の指定管理者]

特定者指名

- ・団体名 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会（岐阜市下奈良2丁目2番1号）
- ・指定期間 [プール] 平成28年12月1日から令和3年3月31日まで（4年4月）
[アリーナ] 令和元年6月1日から令和3年3月31日まで（1年10月）

4 特定者指名とする理由

(1) 県とともに障がい者スポーツを統括・推進する県内唯一の団体

県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの振興やスポーツを通じた障がい者の社会参加の推進等を目的に設立され、県・市町村・関係機関と連携して、各種障がい者スポーツ事業を展開する公益性の高い団体であるとともに、「清流の国ぎふスポーツ推進計画（H27.3月策定）」において、県全体の障がい者スポーツ振興を包括的に担う者として位置づけられた唯一の団体であること。

(2) 障がい者スポーツ事業の豊富な実施実績に基づく適切な指導が可能

平成14年度の協会設立以降16年間にわたり、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣や、県障害者スポーツ大会の開催及び各種スポーツの普及を推進してきた実績を有し、それらを通じて蓄積されたノウハウを生かした適切な指導、助言ができる団体であること。

(3) 障がい者団体との密接な連携が可能

県身体障害者福祉協会や県手をつなぐ育成会、県精神保健福祉会連合会を始めとした障がい者団体の代表を理事とする団体であり、障がい者の当事者団体として、各団体と密接な連携を図ることが可能なこと。

【参考】選定の経緯

令和2年6月4日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名とすることを認められた。

岐阜県科学技術振興センターに係る指定管理者の指定について

商工労働部新産業・エネルギー振興課

1 趣旨

岐阜県科学技術振興センターの現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの3年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県科学技術振興センター
- ・所在地 各務原市テクノプラザ一丁目1番地
- ・設置目的 科学技術に関する研究開発、産学官の交流及び県民に対する情報提供を行うことにより、県民生活の向上及び地域産業の高度化に寄与するとともに、岐阜県の科学技術の振興に貢献すること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 株式会社三和サービス（岐阜市西鶉一丁目52番地）
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 株式会社三和サービス
- ・指定期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで（3年）

4 指定期間を3年とする理由

施設の有効活用について検討するため。

【参考】選定の経緯

令和2年 7月 7日

～ 8月21日 公募

10月 8日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・応募団体は「株式会社三和サービス」1団体
- ・審査の結果、「株式会社三和サービス」を優先交渉権者として選定

セラミックパークMINOに係る指定管理者の指定について

商工労働部地域産業課

1 趣旨

「セラミックパークMINO」の現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 セラミックパークMINO
- ・所在地 多治見市東町4丁目2番地の5
- ・設置目的 地域における陶磁器にかかわる産業と文化の融合を目的とし、岐阜県現代陶芸美術館と連携して陶磁器産業の育成を図り、もって岐阜県の産業の発展及び観光の振興に資すること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 公益財団法人セラミックパーク美濃（多治見市東町4丁目2番地の5）
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年）

【現在の指定管理者】

- ・団体名 公益財団法人セラミックパーク美濃
- ・指定期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで（3年）

4 特定者指名とする理由

公益財団法人セラミックパーク美濃は、本施設の設置にあたり、県と地元3市（多治見市、瑞浪市、土岐市）が共同負担・共同運営するための固有のスキームとして設立されたものであり、地元3市も、引き続き、現行の運営スキームを維持すべきとの見解で一致しているため、本施設の指定管理者とする。

【参考】選定の経緯

- 令和2年6月 4日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会
- ・指定管理者の募集について、特定者指名とすることを妥当と認められた。

岐阜県東濃牧場・岐阜県飛驒牧場に係る指定管理者の指定について

農政部畜産振興課

1 趣 旨

岐阜県東濃牧場・岐阜県飛驒牧場の現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

施設名 岐阜県東濃牧場・岐阜県飛驒牧場
 所在地 東濃牧場 恵那市長島町鍋山4-66
 飛驒牧場 高山市清見町檜谷116-4
 設置目的 家畜資源の確保及び畜産経営の合理化を図るため。

3 指定管理者となる団体

団体名 一般社団法人岐阜県農畜産公社 特定者指名
 所在地 岐阜市藪田南5丁目14番12号
 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）

【現在の指定管理者】

- ・団体名 一般社団法人岐阜県農畜産公社
- ・指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5年間）

4 特定者指名とする理由

当該法人は、発足以来、畜産研究所等と連携して、高品質な和牛受精卵の供給、雌雄判別受精卵を活用した乳用初妊牛の供給等を行い、家畜改良と家畜育成に関して十分な知識、技術及び実績を有している。

また、県は、県が保有する家畜遺伝資源の県外流出防止と家畜伝染病の侵入防止に努めており、県出資法人として、当該施策への協力が期待できる。

【参考】選定の経緯

令和2年6月4日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会
 特定者指名による岐阜県東濃牧場・岐阜県飛驒牧場の指定管理者募集の妥当性について諮ったところ、妥当とされた。

岐阜県さぼう遊学館に係る指定管理者の指定について

県土整備部砂防課

1 趣旨

岐阜県さぼう遊学館の現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、令和3年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県さぼう遊学館
- ・所在地 海津市南濃町奥条
- ・設置目的 砂防事業に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るため

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 海津市
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 海津市
- ・指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日（5年）

4 特定者指名とする理由

- ・当施設の設置に当たり、海津市（旧南濃町）がその目的を理解・共感し、管理を引き受けるとして誘致された経緯があり、市も費用負担をして管理運営を行ってきた実績があること。また、今後も管理者として指定されれば、費用負担をして管理運営を継続する意向であること。
- ・当施設は、市が設置する「羽根谷だんだん公園」内に設置されているが、同公園も砂防事業に関する知識の向上、防災意識の高揚を図ることを目的とした施設であり、両施設を一体的に管理運営することが効率的かつ効果的であること。なお、市は今後も一体的な管理を継続する意向であること。
- ・当施設の周辺には、市が運営する「月見の森」「道の駅月見の里」等の施設があり、これらの施設と当施設の運営を連携させることで、市の観光振興にも寄与することができること。

【参考】選定の経緯

令和2年6月4日

岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことは妥当と認められた。